平成２２年（フ）第３２４２号
神奈川県茅ヶ崎市中島161番地１
債務者　保坂　明夫
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４６２号
神奈川県藤沢市善行２丁目１番地の７　ＡＳＡ善行304号
債務者　東　ひとみ
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５５３号
横浜市都筑区茅ケ崎南４丁目12番４―301号
債務者　土屋　悦子（旧姓控井）
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５６２号
横浜市中区三吉町１番地１　有喜会館105号室
債務者　神谷　光男
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１０６号
島根県出雲市塩冶神前３丁目８番31号　落合ハイツ203、前住所島根県出雲市小山町564番地
債務者　宇津森　純
１　決定年月日時　平成22年12月15日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第１２５号
島根県出雲市小山町307番地１　ポレスター出雲403
債務者　田村　剛生
１　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月７日午後１時30分
松江地方裁判所出雲支部

平成２２年（フ）第３１９３号
横浜市青葉区鴨志田町556番地１　コーポ花水木Ａ―201
債務者　三五　　肇
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２０４号
神奈川県藤沢市円行1868番地の１　メゾン青木Ｄ105
債務者　藤本ジョゼこと　フジモト　ジョゼ
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２０５号
神奈川県藤沢市円行1868番地の１　メゾン青木Ｄ105
債務者　藤本ヱリザベッテ恵美
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３４８４号
横浜市西区霞ケ丘16番地12　グリーンコーポ野毛山403号
債務者　松隈千恵子
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月９日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６７３号
相模原市南区下溝509番地１　パークハイム101
債務者　阿部　　武
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第６８３号
相模原市南区松が枝町３番６号　第２幸荘６号
債務者　小林　幸博
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７０６号
相模原市南区相武台２丁目２番13号　エトワール101
債務者　矢部　裕美
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７１２号
相模原市緑区大島880番地10
債務者　芳賀ひさこ
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７１３号
相模原市緑区西橋本５丁目１番２号　ハタノ第２ビル302号室
債務者　岩坪　和則
１　決定年月日時　平成22年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月８日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月８日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部